



平成28年3月29日

福岡市総合体育館整備運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、福岡市総合体育館整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、福岡市スポーツ振興計画における「スポーツとのかかわりを通して、充実した市民生活と、活気あふれる地域社会を実現する」との理念を実現できるよう、市民体育館及び九電記念体育館が担っている全市的なスポーツ拠点としての機能を引き継ぎ、子どもから高齢者、障がい者など市民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また、各種スポーツ大会などが開催される、新たなスポーツ拠点としての総合体育館を整備・運営する事業です。

2. 対象事業者について

対象事業者名：福岡照葉アリーナ株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のために清水建設株式会社（代表企業、本社所在地：東京都中央区）、株式会社西中洲樋口建設（本社所在地：福岡県福岡市）、株式会社旭工務店（本社所在地：福岡県福岡市）、宮川建設株式会社（本社所在地：福岡県福岡市）、美津濃株式会社（本社所在地：大阪府大阪市）、積水ハウス株式会社（本社所在地：大阪府大阪市）および株式会社創建サービス（本社所在地：福岡県福岡市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ（<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>）での公表を予定しています。